

議 事 録			
会合名	津軽広域水道企業団西北事業部 水道料金検討審議会(第6回)	月 日	2018年4月26日(木)
		時 刻	9:30~10:10
		場 所	つがる市「松の館」2階視聴覚室
出席者	■審議会委員 10名 ■津軽広域水道企業団 [西北事業部] 5名		
議 事 内 容			
【配布資料】 ■西北事業部 <ul style="list-style-type: none"> ● 第6回津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会 次第 ● 資料① 料金体系検討の方向性について ● 資料② これまでの審議会の振り返り ● 資料③ パターン別の財政推計表 			
【議事内容】 1 料金体系検討の方向性について <ul style="list-style-type: none"> ● 資料①に基づき、料金体系検討の方向性について説明。(事務局) ● 必要改定分を基本料金1%、超過料金8%の値上げで回収するパターン(以下「パターン④」)を採用した場合、改定の目標額に比べて不足が生じるとのことだが、問題ないか。(委員) →財政推計表をご覧いただければわかるとおり、パターン④では当年度純利益は黒字となり、平成40年度の現預金残高も問題ない水準であるため、目標額に届いていなくても営業上支障はない。(事務局) ● 財政推計においては、将来的に人口が減少することや大口利用者が減少することの可能性は考慮されているか。(委員) →人口減少は考慮して財政推計をしている。また、大口利用者については、既に地下水利用に転換しているため、これ以上の大口利用者の減少は見込まれない。(事務局) ● 財政推計表において、企業債を返済していく想定であるにもかかわらず、現預金残高が増えているのはなぜか。(委員) →減価償却による内部留保の蓄積も現預金残高に反映されているためである。減価償却期間及び企業債償還期間が数十年の長期間にわたるといふ、地方公営企業会計制度の特性、とご理解いただきたい。(事務局) ● 基本料金と超過料金に分けて改定率を検討しているが、超過料金が見込みよりも少なくなる可能性はないか。値上げ改定によって使用水量が減り、超過料金が少なくなる可能 			

性は加味しなくても良いか。(委員)

→超過料金が見込みよりも少なくなることは有り得る。値上げによる節水は、料金改定直後は確かに予想されるが、電気の使用料改定等の事例を踏まえて考えると、一時的なものではないかと考えられる。(事務局)

- パターン④は、一般用であれば20～30円の値上げであり許容範囲であると思うが、団体用・事業用の値上げ幅が相対的に大きいことについてはどのように考えているか。例えば、小規模な街工場等への影響はないか。(委員)

→団体用は官公庁が主である。また、事業用についても街工場等への影響はそれほど大きくないと考えている。今回は全体の7割を占める一般用に配慮することを優先したいと考えている。(事務局)

- 生活弱者に配慮をしつつ、値上げ幅も全体的に抑制されているため、パターン④が良いのではないか。(委員)
- パターン④で良いと思うが、予期せぬ災害が生じた時は、どのように対応するのか。(委員)

→例えば災害により水道管が損傷した際は、国や構成団体から補助を受けて復旧させることも考えられる。ただし、全てを補助で賄うことは難しい可能性もあるので、今後対策を検討したい。(事務局)

- 災害が発生する可能性も考慮して、対策を検討していくことは必要である。また、今回の料金改定で確保した財源を活用して施設の更新を進め、災害を見越した新しい施設・設備で、生活弱者も含めたすべての水道利用者を支えていく、という考え方もできるのではないか。(委員)
- 一般家庭への影響も大きくないため、パターン④で良いのではないか。(委員)
- それでは、当審議会としては「基本料金1%、超過料金8%の改定を行う」ということでよろしいか。(会長)

→異議なし(出席委員一同)

- 当審議会での審議内容はこれで全て終了した。答申書案は事務局と協議しつつ作成し、委員に案を郵送する。次回は6月に審議会を開催し、答申書案について議論したい。(会長)

以上